

最低賃金額と生活保護費の比較(令和7年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1 類費＋2類費＋期末一時扶助 費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和6年度） ×173.8×0.807
北海道	106,601	134,646	141,659
青森	98,428	125,950	133,665
岩手	96,196	125,249	133,524
宮城	101,914	129,457	136,470
秋田	96,402	125,810	133,384
山形	97,803	126,231	133,945
福島	95,454	126,231	133,945
茨城	94,894	133,665	140,958
栃木	98,921	133,805	140,818
群馬	97,641	131,140	138,153
埼玉	112,485	144,184	151,197
千葉	109,485	143,903	150,916
東京	123,045	156,106	163,118
神奈川	118,793	155,965	162,978
新潟	99,219	130,579	138,153
富山	95,378	132,963	139,976
石川	98,255	130,859	138,012
福井	95,496	130,579	138,012
山梨	93,084	131,561	138,574
長野	96,121	132,963	139,976
岐阜	97,673	133,244	140,397
静岡	102,818	138,012	145,025
愛知	104,379	144,044	151,056
三重	96,048	136,470	143,483
滋賀	99,522	135,628	142,641
京都	109,630	141,379	148,391
大阪	111,903	149,233	156,246
兵庫	108,421	140,397	147,550
奈良	98,803	131,280	138,293
和歌山	95,757	130,298	137,451
鳥取	95,198	126,231	134,226
島根	92,664	126,792	134,927
岡山	100,705	130,719	137,732
広島	103,821	136,049	143,062
山口	92,171	130,158	137,311
徳島	89,568	125,670	137,451
香川	96,691	128,756	136,049
愛媛	97,219	125,810	134,085
高知	93,010	125,810	133,524
福岡	99,364	131,981	139,135
佐賀	91,817	126,231	134,085
長崎	94,262	125,950	133,665
熊本	93,581	125,950	133,524
大分	92,697	126,091	133,805
宮崎	92,684	125,810	133,524
鹿児島	92,467	125,810	133,665
沖縄	95,928	125,670	133,524

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について

1. 概要

「令和 7 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会」の資料 No. 2「生活保護と最低賃金」においては、次の計算方法により生活保護と最低賃金の比較を行っている。

- 生活保護：生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助費
- 最低賃金：最低賃金額（令和 5 年度及び令和 6 年度）×173.8×0.807

2. 生活保護に関する計算方法

（1）生活扶助基準

- 各基準額等については、別添 1 のとおり。
- 第 1 類費及び第 2 類費（冬季加算を除く）については、18～19 歳単身に適用される生活扶助基準額を用いる。計算に当たっては、級地別の金額について、都道府県内の級地別の人口で加重平均を行う。なお、級地区分については別添 2 のとおりであり、級地別の人口には令和 2 年国勢調査（人口等基本集計）の市区町村別人口を用いている。
- 冬季加算及び期末一時扶助費については、令和 5 年度の 1 年間の金額を 1 か月平均に換算した額としている。

（2）住宅扶助費

- 「令和 5 年度被保護者調査 年次調査（個別調査）」（下記 URL 参照）の第 3－10 表の「1 人」列の「世帯数」及び「最低生活費」の項「住宅扶助」の行の数値を用いている。
- なお、各都道府県の数値には、その後に記載されている政令指定都市（札幌市等）及び中核市（旭川市等）の数値が含まれていないので、計算に当たっては、各都道府県、政令指定都市及び中核市の「最低生活費」について、「世帯数」で加重平均を行う。

（参考）令和 5 年度被保護者調査 年次調査（個別調査）

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=data_list&toukei=00450312&tstat=000001206620&cycle=7&tclass1=000001206624&tclass2=000001206625&tclass3val=0

3. 最低賃金額

- 最低賃金額の計算に当たっては、地域別最低賃金額で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合を仮定し、令和 5 年度の可処分所得割合として 0.807 を乗じている。
- 令和 5 年度の可処分所得割合については、令和 5 年度の岩手県の地域別最低賃金額 893 円を基に算出している。具体的な計算方法は別添 3 のとおり。

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について (生活保護及び最低賃金は令和5年度のデータを使用・北海道の例)

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯
 - 北海道の例
 - ・ 冬季加算地区 → I 区
 - ・ 道内級地別人口 →

1 級地－1 :	0人	1 級地－2 :	2,094,451人
2 級地－1 :	1,502,250人	1 級地－2 :	133,031人
3 級地－1 :	1,004,936人	3 級地－2 :	489,946人
計 : 5,224,614人			
- ※令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町村別の人口
- 本紙では説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和5年度）

- ① 第1類費＋第2類費（冬季加算を除く）
第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると、

$$\left(\begin{array}{l} 77,050円 \times 0人 + 74,310円 \times 2,094,451人 + 72,430円 \times 1,502,250人 \\ + 71,460円 \times 133,031人 + 70,080円 \times 1,004,936人 + 67,740円 \times 489,946人 \end{array} \right) \div 5,224,614人$$

$$= 72,267.1円$$
- ② 第2類費のうち冬季加算（1か月平均）
北海道においては、冬季加算の支給対象月が10月から翌年4月までである。令和5年度の計算においては、令和5年4月及び令和5年10月から令和6年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

$$12,780円 \times 7月 \div 12月$$

$$= 7,455.0円$$
- ③ 期末一時扶助費（1か月平均）
級地別の期末一時扶助費（1か月平均）
 1 級地－1 : $14,160円 \times 1月 \div 12月 = 1,180円$
 1 級地－2 : $13,520円 \times 1月 \div 12月 = 1,127円$
 2 級地－1 : $12,880円 \times 1月 \div 12月 = 1,073円$
 2 級地－2 : $12,250円 \times 1月 \div 12月 = 1,021円$
 3 級地－1 : $11,610円 \times 1月 \div 12月 = 968円$
 3 級地－2 : $10,970円 \times 1月 \div 12月 = 914円$

$$\left(\begin{array}{l} 1,180円 \times 0人 + 1,127円 \times 2,094,451人 + 1,073円 \times 1,502,250人 \\ + 1,021円 \times 133,031人 + 968円 \times 1,004,936人 + 914円 \times 489,946人 \end{array} \right) \div 5,224,614人$$

$$= 1,058.1円$$
- 以上①、②、③より、
生活扶助基準（1類費＋2類費（冬季加算込み）＋期末一時扶助費）

$$= ①72,267.1円 + ②7,455.0円 + ③1,058.1円$$

$$= 80,780.2円$$

(2) 住宅扶助実績値（令和5年度）

- 単身被保護世帯数
 札幌市 : 46,676世帯 旭川市 : 8,074世帯 函館市 : 7,735世帯
 北海道（札幌市・旭川市・函館市を除く） : 37,675世帯
 計 100,160世帯
- 住宅扶助実績値
 札幌市 : 31,880.8円 旭川市 : 24,250.0円 函館市 : 24,052.9円
 北海道（札幌市・旭川市・函館市を除く） : 19,012.5円
- ※1 令和5年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3-10表により示される札幌市、旭川市、函館市、北海道（札幌市・旭川市・函館市を除く）の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。
 ※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。
- $$\left(\begin{array}{l} 31,880.8円 \times 46,676世帯 + 24,250.0円 \times 8,074世帯 \\ + 24,052.9円 \times 7,735世帯 + 19,012.5円 \times 37,675世帯 \end{array} \right) \div 100,160世帯$$
- $$= 25,820.8円$$

(3) 生活扶助基準＋住宅扶助実績値

- 以上（1）、（2）より、
生活扶助基準＋住宅扶助実績値

$$80,780.2円 + 25,820.8円$$

$$= 106,601円$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給960円（令和5年度北海道最低賃金額）で月173.8時間（週40時間）働いた場合の1ヶ月の収入（手取額）は、
 $960\text{円/時間} \times 173.8\text{時間} \times 0.807$

$=134,646\text{円}$

※0.807は、岩手県の令和5年度最低賃金額893円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護－最低賃金（手取額）＝106,601円－134,646円＝△28,045円

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

この差額を173.8時間で割って1時間あたりとし、0.807で割って手取額から額面に換算すると、

$\Delta 28,045\text{円} \div 173.8\text{時間} \div 0.807$

$=\Delta 200\text{円/時間}$

（小数点以下四捨五入）となる。

生活扶助基準額（令和 5 年10月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費、特例加算、経過の加算 合算額（単位：円）

年齢区分・世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19歳・ 1 人	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

※令和 5 年10月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10～4月
II 区・ 1 人	9,030	10～4月
III 区・ 1 人	7,460	11～4月
IV 区・ 1 人	6,790	11～4月
V 区・ 1 人	4,630	11～3月
VI 区・ 1 人	2,630	11～3月

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費〔12月のみ〕（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

【別添2】

【 1 級地－ 1 】

(令和5年4月1日現在)

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名			
埼 川 さ	玉 口 い た ま	県 市 市		小 日 東 国 福 狛 東 清 多 稲 西	平 野 山 寺 立 生 江 和 瀬 留 摩 城 京	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	神 横 川 鎌 藤 逗 大 三	奈 川 浜 崎 倉 沢 子 和 浦 山	県 市 市 市 市 市 市 郡 町	大 大 堺 豊 池 吹 高 守 枚 茨 八 寝 松 大 箕	阪 阪 中 田 田 槻 口 方 木 尾 屋 原 東 面	府 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	門 摂 東	真 津 大	市 市 市				
																東 区 八 立 武 三 府 昭 調 町 小	京 の 存 王 蔵 鷹 中 島 布 田 金 井	都 地 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	愛 名 京

【1 級地－2】

[illegible]

【2級地－2】

[illegible]

[illegible]

[illegible]

都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名			都道府県・市町村名																					
北	海	道	赤	井	川	村	利	尻	富	士	青	森	県	和	賀	郡																	
																	石	狩	郡	空	知	郡	網	走	富	士	つ	が	る	市	西	賀	郡
																	当	別	町	南	幌	野	津	別	別	町	平	川	軽	市	胆	沢	郡
																	松	篠	郡	上	富	野	大	空	里	町	東	津	内	郡	金	ヶ	井
																	松	前	町	中	張	野	小	水	清	郡	今	別	田	町	平	泉	町
																	福	島	町	由	仁	町	訓	府	呂	町	蓬	ヶ	浜	町	住	仙	町
																	上	磯	町	長	沼	町	置	戸	子	町	外	津	軽	町	大	伊	町
																	知	内	町	栗	山	町	佐	間	別	町	西	ヶ	浦	町	閉	樋	町
																	木	古	町	月	戸	町	湧	別	珠	町	鱒	津	屋	町	山	田	町
																	茅	部	町	浦	形	町	有	警	老	町	深	目	軽	村	岩	野	町
																	鹿	部	町	新	十	川	壯	老	警	町	中	津	軽	郡	田	畑	町
																	森	海	町	妹	竜	牛	白	老	老	町	南	崎	鯿	町	普	代	村
																	八	雲	町	秩	父	別	白	弘	真	町	藤	舎	館	町	軽	戸	村
																	檜	山	町	雨	竜	町	勇	か	わ	町	大	柳	郷	町	野	米	町
																	上	ノ	町	北	竜	町	厚	流	取	町	田	田	北	町	九	田	村
																	厚	沢	町	沼	田	町	む	冠	冠	町	板	泊	地	町	洋	戸	村
																	爾	志	郡	幌	加	町	沙	冠	冠	町	鶴	北	戸	町	一	野	町
																	久	遠	町	当	麻	町	新	似	似	町	中	辺	戸	町			
																	奥	尻	町	比	布	町	様	似	似	町	野	戸	浜	町			
瀬	棚	町	愛	別	町	幌	泉	も	町	七	戸	北	町																				
今	金	町	美	瑛	町	え	東	幌	町	六	横	所	町	宮	城	県																	
島	牧	村	剣	寒	町	河	幌	幌	町	横	東	せ	町	登	米	市																	
寿	牧	町	下	淵	町	士	追	追	町	六	お	間	町	栗	原	市																	
黒	都	町	清	川	町	上	西	幌	町	お	大	浦	村	刈	松	郡																	
磯	松	町	美	深	町	鹿	別	追	郡	大	東	井	村	七	蔵	町																	
蘭	越	郡	池	田	町	更	樹	別	村	風	佐	戸	村	柴	ヶ	町																	
虻	コ	町	豊	頃	町	大	尾	樹	町	佐	三	戸	町	村	田	崎																	
二	狩	村	増	毛	町	足	寄	寄	町	五	田	子	町	伊	具	郡																	
真	都	町	留	萌	町	十	勝	幌	町	南	階	部	町	丸	森	町																	
留	別	町	小	平	町	浦	幌	岸	町	新	上	郷	町	亘	理	町																	
喜	湖	町	苦	前	町	厚	岸	中	町				村	宮	元	町																	
豊	和	郡	羽	幌	町	川	上	茶	町				戸	黒	城	島																	
洞	字	町	初	山	町	阿	標	居	町				子	加	川	和																	
岩	内	村	遠	塩	町	白	鶴	糠	町				部	大	郷	郷																	
古	恵	郡	豊	別	町	鶴	白	糠	町				上	加	美	町																	
泊	丹	町	中	富	町			糠	町				手	大	美	町																	
神	平	町	枝	幸	町			糠	町				手	加	美	町																	
積	市	町	礼	文	町			糠	町				波	色	美	町																	
古	木	町	利	尻	町			付	町				波																				
余			利	尻	町			海	町				巾																				
仁									町																								

[illegible]

[illegible]

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
京	都	府	和	歌	山	県	美	郷	町	徳	島	川	市	上	島	町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																	京	丹	後	紀	の	川	鹿	南	吉	野	野	川	市	上	浮	穴	町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	相	楽	置	伊	都	ぎ	津	足	和	賀	阿	波	市	久	万	高	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																		笠	束		つ	山	吉	野	岐	士	美	馬	市	松	予	前	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																		和	城	有	度	川	海	島	ノ	夫	三	浦	市	砥	部	多	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	船	井	波	日	田	川	西	ノ	島		勝	勝	市	喜	子	和	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	京	丹	野		高	川	知	夫		上	東	内	市	内	宇	方	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	与	謝			良	川				佐	河	村	市	伊	字	和	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	伊	謝			南	川				石	井	町	市	北	松	野	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																	与	謝			ベ	川				神	山	町	市	鬼	北	和	郡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
兵	庫	県	鳥	取	県	岡	山	庭	庄	田	央	義	倉	南	中央	香	川	わ	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市	媛	島	市

都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名				都道府県・市町村名			
福	幡	多	郡	佐	賀	県	熊	本	県	五	木	村	東	白	杵	郡			
	大三	月	町	多	久	市	八	代	市	山	江	村	門	川	川	町			
	黒	原	村	伊	万	市	人	吉	市	球	磨	村	諸	塚	葉	町			
				武	雄	市	水	俣	市	苓	草	郡	椎	郷	杵	郡			
				鹿	島	市	玉	名	市			町	美	郷	穂	町			
				小	城	市	山	鹿	市	大	分	市	白	千	影	町			
				嬉	野	市	菊	池	市	日	田	市	高	之					
				神	埼	市	宇	土	市	佐	伯	市	日						
				神	埼	市	上	草	市	白	杵	市	五						
					里	市	阿	天	市	津	見	市							
福	糸	岡	県	三	吉	市	合	城	市	久	田	市	曾	児	島	県			
	う	島	市	基	養	市	天	蘇	市	後	高	市	志	於	志	市			
	宮	若	市	上	基	市	下	志	市	豊	築	市	南	布	州	市			
	み	ま	市	み	や	市	玉	益	市	杵	佐	市	鹿	九	島	郡			
	鞍	手	郡	東	松	郡	美	城	郡	宇	大	市		児	島	村			
		竹	町	玄	海	町	玉	里	町	豊	布	市	薩	三十	摩	郡			
	嘉	穂	町	西	浦	町	菊	名	町	由	東	市	出	さ	つ	町			
	朝	川	町	杵	田	町	阿	東	町	国	島	郡	始	長	水	町			
	三	倉	町	藤	北	町	南	閩	町	速	見	村	曾	湧	良	郡			
	三	前	町		石	町	小	洲	町	玖	珠	町		崎	崎	良			
福	八	井	郡		津	町	産	池	町	崎	重	町		属	江	隅			
	田	刀	町		良	町	高	陽	町	南	珠	町		串	付	町			
		瀧	町			町	西	蘇	町	林		市		大	毛	子			
		木	町			町	南	国	村	向	の	市		付	種	島			
		女	町			町	益	山	郡	間	県	市		種	種	久			
		川	町			町	上	阿	村	都	股	市		久	島	和			
		春	町			町	御	城	町	諸	原	市		島	検	内			
		田	町			町	嘉	佐	町	三	富	市		戸	郷	界			
		崎	町			町	益	都	町	諸	湯	市		之	城	仙			
		任	町	長	崎	市	甲	川	町	高	鍋	市	熊	種	仙	泊			
福		智	町	島	原	市	氷	代	町	新	富	市	大	種	名	論			
		都	町	平	戸	市	芦	北	町	西	米	市	宇	島					
		や	町	松	浦	市	津	木	町	木	城	市	瀨	和					
		上	町	対	馬	市	球	磨	町	川	南	市	龍	知					
		富	町	壱	岐	市		奈	町			市	喜						
		毛	町	五	島	市		磨	町			市	徳						
		上	町	雲	仙	市		さ	町			市	天						
		築	町	南	原	市		多	町			市	伊						
			町	東	杵	市		湯	町			市	和						
			町		柵	市		相	町			市							

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
沖繩県 豊見城市 南見城市 国頭郡 大宜味村 東大仁村 今帰部町 本恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 中頭郡 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中西原町 島尻郡 与那原町 南風島町 久米敷村 渡嘉敷村 座間味村 栗名喜村 渡大東村 南北屋村 伊平名村 伊重瀬町 宮多古間郡 八重山郡 竹富町 与那国町				

可処分所得割合(0.807)の計算根拠(※令和5年度版)**計算の前提**

令和5年度の岩手県の地域別最低賃金額893円で1か月当たり173.8時間働いた場合を想定。

他の給与(賞与等)はないと仮定し、当該労働者が納付すべき税・社会保険料を算出。

※173.8時間/月＝法定労働時間40時間/週×4.345週/月(365日/年÷7日/週÷12月/年)

(A)給与収入

$$A = 893\text{円/時間} \times 173.8\text{時間/月}$$

$$= 155,203\text{円/月} \quad (\text{※1})$$

(B)税・社会保険料 ※雇用保険料含む。

$$B = \text{社会保険料} + \text{雇用保険料} + \text{税}$$

$$= ① + ② + \{ (③ + ④) \div 12\text{月/年} \}$$

$$= 29,887\text{円/月} \quad (\text{※2})$$

①社会保険料 ※令和5年10月納付分

$$\text{協会けんぽ保険料} = \text{協会けんぽ標準報酬第13等級}(160,000\text{円/月}) \times \text{協会けんぽ保険料率}(9.77\% \div 2)$$

$$= 7,816\text{円/月} \quad (\text{※1})$$

$$\text{厚生年金保険料} = \text{厚生年金標準報酬第10等級}(160,000\text{円/月}) \times \text{厚生年金保険料率}(18.3\% \div 2)$$

$$= 14,640\text{円/月} \quad (\text{※1})$$

$$① = \text{協会けんぽ保険料} + \text{厚生年金保険料}$$

$$= 22,456\text{円/月}$$

②雇用保険料

$$② = \text{給与収入(年収)}(1,862,000\text{円/年} \quad (\text{※3})) \times \text{雇用保険料率}(0.6\%) \div 12\text{月/年}$$

$$= 931\text{円/月} \quad (\text{※1})$$

③所得税

$$\text{給与所得} = 1,222,000\text{円/年}$$

$$\text{社会保険料控除} = (① + ②) \times 12\text{月/年}$$

$$= 280,644\text{円/年}$$

$$\text{所得税の課税所得} = \text{給与所得} - \text{所得税の基礎控除}(480,000\text{円/年}) - \text{社会保険料控除}$$

$$= 461,000\text{円/年} \quad (\text{※3})$$

$$\text{所得税} = \text{所得税の課税所得} \times \text{所得税率}(5\%)$$

$$= 23,050\text{円/年}$$

$$③ = \text{所得税} + \text{復興特別所得税(所得税の2.1\%)}$$

$$= 23,500\text{円/年} \quad (\text{※4})$$

④住民税

$$\text{住民税の課税所得} = \text{給与所得} - \text{住民税の基礎控除}(430,000\text{円/年}) - \text{社会保険料控除}$$

$$= 511,000\text{円/年} \quad (\text{※3})$$

$$\text{市民税(所得割)} = \text{住民税の課税所得} \times \text{市民税率}(6\%)$$

$$= 30,600\text{円/年} \quad (\text{※4})$$

$$\text{県民税(所得割)} = \text{住民税の課税所得} \times \text{県民税率}(4\%)$$

$$= 20,400\text{円/年} \quad (\text{※4})$$

$$④ = \text{市民税(所得割)} + \text{市民税(均等割)}(3,500\text{円/年})$$

$$+ \text{県民税(所得割)} + \text{県民税(均等割)}(2,500\text{円/年}) - \text{調整控除}(2,500\text{円/年})$$

$$= 54,500\text{円/年}$$

(C)可処分所得割合

$$\text{可処分所得} = A - B$$

$$\text{可処分所得割合} = \text{可処分所得} \div \text{収入}$$

$$= (A - B) \div A$$

$$= 0.807 \quad (\text{※5})$$

(※1) 1未満は四捨五入。

(※2) 説明の都合により端数処理したものを記載しているが、実際の計算では端数処理していない。

(※3) 1,000未満は切捨。

(※4) 100未満は切捨。

(※5) 1,000分の1未満は四捨五入。

<基準額(令和5年度基準)>

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
1類費(18～19歳)	46,930	45,520	43,640	41,760	41,290	38,950
1類費通減率(単身)	1	1	1	1	1	1
2類費(単身)	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790	27,790
特例加算	1000	1000	1000	1000	1000	1000
経過的加算(18～19歳単身)	1330	0	0	910	0	0
1類費×通減率+2類費+特例加算+経過的加算	77,050	74,310	72,430	71,460	70,080	67,740

<期末一時扶助>

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
単身	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

<冬季加算(級地に依らない)>

	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
単身	12,780	9,030	7,460	6,790	4,630	2,630
支給期間	7ヶ月(10～4月)	7ヶ月(10～4月)	6ヶ月(11～4月)	6ヶ月(11～4月)	5ヶ月(11～3月)	5ヶ月(11～3月)

○ 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和5年10月）

【最低生活費 = A + B + C + D + E + F】

生活扶助基準（第1類）				
年齢	基準額			
	1級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	44,580	43,240	41,460	39,680
3～5	44,580	43,240	41,460	39,680
6～11	46,460	45,060	43,200	41,350
12～17	49,270	47,790	45,820	43,850
18～19	46,930	45,520	43,640	41,760
20～40	46,930	45,520	43,640	41,760
41～59	46,930	45,520	43,640	41,760
60～64	46,930	45,520	43,640	41,760
65～69	46,460	45,060	43,200	41,350
70～74	46,460	45,060	43,200	41,350
75～	39,890	38,690	37,100	35,500

通減率				
1人	2人	3人	4人	5人
1,0000	0.8700	0.7500	0.6600	0.5900
				0.5800

生活扶助基準（第2類）				
人員	基準額			
	1級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	27,790	27,790	27,790	27,790
2人	38,060	38,060	38,060	38,060
3人	44,730	44,730	44,730	44,730
4人	48,900	48,900	48,900	48,900
5人	49,180	49,180	49,180	49,180

※ 冬季には地区別に冬季加算が別途計上される。
札幌市の例：4人世帯の場合は月額22,700円（10月～翌4月）

生活扶助基準（第1類+第2類）

※ 各居宅世帯員の第1類基準額を合計し、世帯人員に応じた通減率を乗じ、世帯人員に応じた第2類基準額を加える。

生活扶助基準（第1類+第2類）
+ 特例加算（1人当たり月額1,000円）+ 生活扶助本体における経過的加算【A】

加算額【B】			
障害者	1級地	2級地	3級地
身体障害者障害程度等級表1・2級に該当する者等	26,810	24,940	23,060
身体障害者障害程度等級表3級に該当する者等	17,870	16,620	15,380
母子世帯等			
児童1人の場合	18,800	17,400	16,100
児童2人の場合	23,600	21,800	20,200
3人以上の児童1人につき加える額	2,900	2,700	2,500
児童を養育する場合	10,190（児童1人につき）		

- ① 該当者がいるときだけ、その分を加える。
② 入院患者、施設入所者は金額が異なる場合がある。
③ このほか、「妊産婦」などがある場合は、別途妊産婦加算等がある
④ 児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの者。
⑤ 障害者加算と母子加算は原則併給できない。

※ 一定の要件を満たす「母子世帯等」及び「児童を養育する場合」には、別途経過的加算（別表）がある。

住宅扶助基準【C】		
実際に支払っている家賃・地代	1級地	3級地
	53,700	40,900

※ 東京都の例（単身の場合）。基準額の範囲内で実費相当が支給される。

教育扶助基準、高等学校等就学費【D】			
基準額	小学生	中学生	高校生
	2,600	5,100	5,300

※ このほか必要に応じ、教材費・クラブ活動費・入学金（高校生の場合）などの実費が計上される。

介護扶助基準【E】	
居宅介護等にかかった介護費の平均月額	

医療扶助基準【F】	
診療等にかかった医療費の平均月額	

最低生活費認定額

※ このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費の一定額がさらに加えられる。

(別表)

(1)生活扶助本体に係る経過的加算

年齢	単身世帯			
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2
0～2	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0
12～17	0	0	0	0
18～19	1,330	0	910	0
20～40	700	0	910	0
41～59	1,520	0	910	0
60～64	1,160	0	910	0
65～69	1,630	0	0	0
70～74	0	0	0	0
75～	3,220	1,340	0	1,180

(単位:円/月額)

2人世帯				
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1
550	0	0	990	0
550	0	0	990	0
0	0	0	350	0
0	0	0	0	0
890	50	0	1,380	0
890	50	0	1,380	0
890	50	0	1,380	0
890	50	0	1,380	0
0	0	0	90	0
0	0	0	90	0
1,460	610	320	1,710	0

年齢	3人世帯			
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2
0～2	0	0	0	0
3～5	0	0	0	0
6～11	0	0	0	0
12～17	530	0	0	0
18～19	2,290	950	0	0
20～40	670	0	0	0
41～59	0	0	0	0
60～64	0	0	0	0
65～69	0	0	0	0
70～74	0	0	0	0
75～	390	0	0	0

4人世帯				
1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1
980	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
2,230	1,050	190	0	0
3,770	2,550	1,630	720	0
2,240	1,090	240	0	0
470	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
320	0	0	0	0

5人世帯				
年齢	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2
0～2	2,340	1,840	1,220	0
3～5	250	0	0	0
6～11	0	0	0	0
12～17	3,810	2,720	1,910	1,120
18～19	5,190	4,060	3,200	2,350
20～40	3,730	2,680	1,880	1,090
41～59	2,060	1,070	340	0
60～64	960	110	0	10
65～69	1,230	380	0	0
70～74	0	0	0	0
75～	1,630	810	0	0

①世帯構成に合わせて、世帯員の該当する年齢別・級地別の加算額を加える。

②世帯構成には、入院患者、施設入所者は世帯人員数に含めない上で、加算しない。

(2)「母子世帯等」に係る経過的加算

○ 3人以上の世帯であって、児童が1人のみの場合

3人世帯	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0歳以上5歳までの場合	3,330	3,330	0	0	0	0
6歳以上11歳までの場合	3,330	3,330	3,200	0	0	0
12歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	2,780	1,760	0
4人世帯						
0歳以上2歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	0
3歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
5人世帯以上						
0歳以上14歳までの場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900
15歳以上17歳までの場合	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満の場合	3,330	3,330	3,200	3,200	2,900	2,900

①該当者がいるときだけ、その分を加える。

※このほか児童が入院している等の一定の要件を満たす場合にも、別途加算される。

(3)「児童を養育する場合」に係る経過的加算

3人以下の世帯であって、3歳未満の児童が入院している等の場合	4,330(児童1人につき)
4人以上の世帯であって、3歳未満の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)
第3子以降の「3歳から小学生修了前」の児童がいる場合	4,330(児童1人につき)

①該当者がいるときだけ、その分を加える。